

川崎市公告（調達）第150号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年 6月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 情報系庁内共通システム基盤の賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所 川崎市役所本庁舎 川崎市川崎区宮本町1番地 他
- (3) 履行期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで
- (4) 調達概要

庁内システム所管課のオープン系システムの運用業務の標準化及び効率化を目的に導入している情報系庁内共通システム基盤について、令和8年1月末にリース契約満了に伴い、引き続き、共通システム基盤を提供するための賃貸借を行うものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和7年6月26日（木）までに行ってください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 入札説明書及び競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎10階

総務企画局デジタル化施策推進室 飯島・長坂

電話 044-200-3076（直通）

FAX 044-200-3752

電子メール 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年6月19日（木）から6月26日（木）までとします（土曜日・日曜日及び国民の祝日を除く、毎日8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで）。

(3) 提出書類

ア 競争参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

ウ 上記2(5)を証明するアフターサービス体制表

(4) 提出方法

持参に限る。

4 確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により確認通知書及び入札説明書をメールで送付します。

(1) 日時

令和7年7月3日（木）

8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで

(2) その他

入札説明書は3(1)の場所において令和7年6月19日（木）から6月26日（木）まで縦覧に供します（土曜日・日曜日及び国民の祝日を除く、毎日8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで）。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ受付期間

令和7年7月3日（木）から7月10日（木）までとします（土曜日・日曜日及び国民の祝日を除く、毎日8時30分から正午まで及び13時00分から17時15分まで）。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問合せ先まで電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで電話で御連絡ください。ただし、競争入札参加資格のない者からの質問には回答しません。

(4) 回答

令和7年7月17日（木）までに、競争入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールで送付します。

6 カタログの提出について

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書（カタログ等）を令和7年7月25日（金）17時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 契約総額（税抜き）を入札金額として行います。また、この金額には調達物品の輸送、設置、調整、試験、保守、ネットワーク設計、その他の諸費用一切を含め見積もるものとし、リース料金として換算してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。なお、郵送による入札を行う場合は、さらに、「入札書在中」と明記した封筒に封印した入札書を入れて、必ず書留郵便により送付してください。この場合は郵送した日に3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 持参による入札の場合

(ア) 日時 令和7年7月31日（木） 11時00分

(イ) 場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎10階 開発室1

イ 郵送による入札の場合

入札書の提出期限 令和7年7月30日（水） 必着

入札書の提出場所 3(1)に同じ

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には確認通知書を必ず持参してください。

10 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

11 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者は契約書2通を作成し、令和7年8月7日（木）17時15分までに3(1)の場所に持参してください。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所又は川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

12 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

(5) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

(6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased :

The contract for the lease and maintenance of Server machinery for the common system foundation.

- (2) Time-limit for tender : 11 : 00 A. M. July 31, 2025

- (3) Time-limit for tender by mail : July 30, 2025

- (4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Digitalization Policy Promotion Office

General Affairs and Planning Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

Tel : 044-200-3076